

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 様

要 望 書

事故収束していない東京電力福島第一原子力発電所に係る
対応について

平成25年9月2日

福島県双葉郡浪江町長 馬 場 有



政府が平成23年12月16日の原子力災害対策本部において、原子力発電所事故の収束宣言以降、度重なる事故等が発生し、福島第一原子力発電所は予断を許さない状況が継続しています。

当町においては、平成25年4月1日の区域再編の実施以降、多くの住民及び復旧復興に携わる事業者が立入りを行っております。

住民等の生命財産を守る立場の自治体として、事故収束宣言をしながら継続して発生している事故等について、大きな不安を抱えております。

また、度重なる事故等により、長期避難を強いられながらも帰還を望む住民の心を折ってしまうことを危惧しております。避難を強いられている住民の一番落ち着く場所である故郷が、一番危険な場所であってはならないはずです。

つきましては、下記のとおり強く要望いたします。

記

- 1 事故等が発生した場合は、速やかな情報提供をするとともに、放射性物質の飛散など周辺環境、住民に影響を及ぼす可能性がある場合は、貴社においても避難の広報や支援を実施すること。
- 2 汚染水の漏えい事故は、周辺環境への飛散等については限定的であるが、そういった事故が発生していること自体が問題である。徹底した漏えい防止対策を講じること。また、対処すべき最優先事項である汚染水対策に特化し一丸となって注力すること。
- 3 当町に設置してあるモニタリングポストが微量ではあるが上昇した。福島第一原子力発電所の復旧作業に起因するものだと認識している。実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の告示濃度限度以内でも、住民等に影響を及ぼすリスクは僅かであっても容認できるものではない。原因の究明と徹底した飛散防止対策を講じること。
- 4 原子力発電所の収束宣言以降、度重なる事故は誰の目から見ても収束とは程遠い状況にある。原子炉内の状況を把握できもせず、また、海や周辺への放射性物質の放出などが現時点でも継続していることは事故の収束とは言えない。よって、更なる安全安心対策を講じること。